

【報告事項】 1. 令和2年度事業報告

令和2年度事業報告書

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

◇基本事項

令和2年度事業計画に基づき「税のオピニオンリーダー」として公益目的事業の更なる充実と組織増強の2点を中心に取り組むこととしたものの、昨年度末からの新型コロナウイルスの感染拡大による各種事業の中止、縮小、延期などで、多くの事業が計画通りに実施することができなかった。

今年度は、助成金が増額されるなど公益目的事業の拡大を計画していたにもかかわらず、各種研修会は中止せざるを得ず、また下期になっても同様に公益目的事業は計画のとおりを実施することはできなかった。

また、各事業の活性化と財政基盤の安定のための組織の増強への取組みについては、理事及び支部役員による合同会議の開催により意識の共有化を図り、会員加入推進のためのキャンペーン期間を設けるなど積極的に取り組んだが、紹介社数は昨年を下回ることとなった。

I. 主な事業の報告

1. 公益目的事業

(1) 税の提言に関する事業(公益目的事業 1)

令和3年度税制改正要望について、税制委員会において例年のとおり課題となっているテーマを中心に当会の意見を取りまとめ、岡山県法連を通じて全法連に提出した。

また、今年度はコロナ禍が終了した際の我が国の経済の復興策について協議を行い、単位会としての案を県法連に上程した。

各単位会の要望事項は、全法連の税制委員会で取りまとめられ、理事会の承認を得たのち、全国大会で採択されるが、今年度はコロナ禍で全国大会は実施されなかったため全法連理事会において決定された要望事項をもって、管内選出の国会議員2名と参議院議員を一堂に会して、当該要望事項の説明と要望書の手交を行った。岡山県、岡山市の首長、議会議長にも同様に直接要望事項の説明と要望書の手交を行った。

(2) 税知識の普及を目的とする事業(公益目的事業 1)

税知識の普及については、行政から講師の派遣を受けて行っていることもあり、企業経営者にとっても有益な情報を早期に習得することになることから、できるだけ多くの事業を行っている。コロナ禍の中で当該事業は比較的参加者数が少ない事業が多いので、新たな生活様式に配慮して実施した。

「税務講習会」、「新設法人説明会」はそれぞれ年1回、「決算期別法人説明会」は年3回並びに改正税法の説明会を年3回、その他1回の年間9回開催した。しかし、年末調整説明会は参加者数が多く会場確保ができなため、新入会員の集い、青年部会の三法人会合同研修会は懇親会との抱き合わせ事業であるため開催できなかった。

(3) 納税意識の高揚を目的とする事業(公益目的事業 1)

市内小学校6年生を対象に租税教育として、税に関する出前授業を青年部会中心に行った。次代を担う小学生に「税の使われ方」「税の大切さ」を理解してもらうために行うもので、昨年度は岡山市立岡南小学校を始め、14校41クラスで実施できたが、今年度は学校側の対応が新型コ

コロナウイルスの感染対策で通常授業以外の課題に対する時間が取れない学校が多く8校19コマでの実施になった。

また、岡山県立盲学校小学部での出前授業にも初めて取り組んだ。

女性部会においては管内の学童クラブの内「さくら」「三さんクラブ」の2か所において低学年を中心に、税に関する紙芝居及び税金クイズをして租税教室を行い、子供たちも遊びの中で楽しく税と触れ合うことができた。

これらの租税教室では、実施した小学校の児童全員に岡山県の租税に関する情報を印刷した下敷きを配付し、税金の使われ方を紹介するのに役立てた。

女性部会が実施した「税に関する絵はがきコンクール」では、管内の小学校25校のうち22校から合計1,427点の過去最高の応募があった。その中から厳正な審査を行い、最優秀賞1名、優秀賞2名、税務署長賞、法人会長賞、女性部会長賞の各1名並びに入選の50名に表彰状と記念品を贈呈した。また多くの作品を提出してくださった小学校14校に表彰状と記念品を贈呈し、その他一枚でも応募してくださった学校にもコロナ禍にもかかわらず当事業に参加していただいたということで参加賞のボールを差し上げた。6年生の児童全員に税の啓発本「タックスフロントとけんたくん」を配付した。

なお、今年度の表彰は、受賞者の学校に出向いて行ったが、学校の要望で児童への授与は直接行わず、担任の先生から手渡してもらう学校もあった。

また、作品の展示は昨年実施した「知って得する？税金」、イオンモール岡山で行った「税金展」は中止したため実施できなかったが、岡山市役所、トマト銀行本店、確定申告会場等で展示をして多くの市民に事業活動を紹介することができた。

(4) 経営支援事業(公益目的事業2)

地域企業経営者としての資質の向上並びに企業経営に有効な情報収集のため、講演会2回、セミナー3回、その他研修会4回を計画していたが、今年度は新型コロナの感染症対策のため本会の総会時の記念講演会、部会の総会時の講演会、セミナー1回並びに新入社員研修会は中止した。

その他の研修会、セミナーは参加人員の定員を例年の半分にしてコロナ対策に配慮して実施となった。

非会員の参加を促進するため、ホームページに事業告知の掲載、山陽新聞社及び地方経済誌に紹介記事掲載の依頼に加え、事業によっては新たに会員以外にも案内を送付するなど各事業の活性化を図ったものの、参加者は対前年比56.7%とやや減少した。

(5) 社会貢献事業(公益目的事業2)

法人会はその目的に地域社会の健全なる発展に寄与することを掲げて社会貢献活動を行っているが、今年度は岡山市役所周辺の街路樹付近の清掃作業を青年部会が実施したが、税務関連団体主催の西川緑道公園内の一斉清掃は中止となった。

〈女性部会〉

市内商店街において道行く市民を対象に、税に関するクイズ・アンケート等税務行政の広報活動の支援事業である「知って得する？税金」は関連事業である岡山市商店街連合会主催の「大誓文払い」が中止されたことにより集客見込みがないため中止した。

また、東日本大震災以降エネルギーの安定供給のための電力需要及び供給資源の問題から、無駄な電力の消費の削減に努めるキャンペーンに賛同し、会員にチラシを送付し節電の呼びかけを行った。

〈青年部会〉

昨年度実施予定であったこどもエコクラブの活動発表会が新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、急遽中止したため、代替事業として岡山市主催のSDGs関連事業としてこどもエコクラブの活動発表をビデオメッセージという形でイオンモール岡山で行った。

従来から実施してきた活動発表会は、形を変えて2月28日に実施した。新型コロナウイルスの感染症対策のためこどもエコクラブの活動自体が自粛され、実施されていないことから従来の活動発表会に変えて、紙の再生の実演を通して紙を再生資源として利用することに理解を求めるためのイベントを行った。

また、青年部会が取り組んでいる「こどもエコクラブinおかやま活動発表会」の事業は見直しを行うこととして、企画委員会において新たに取り組む事業について検討し、事業の改革ではなく新たな事業に取り組むこととし、その事前準備のための事業を行い形あるものとなった。

(6) 広報事業（事業全般）

広報活動は、年2回広報誌「岡山東」を発行し、会員、金融機関の窓口、図書館等の公共団体の窓口へ配付し、できるだけ多くの市民の目に留まるよう配慮した。

掲載内容は、当会が取り組んでいる公益目的事業の紹介を中心に、できるだけ地域社会の共通の利益に寄与したものとなるように配慮した。

今年度は発行して100回目という記念の号なので、特別に伊原木元会長及び岡崎前会長に「法人会の過去と未来」をテーマに寄稿していただいた。

全法連作成の広報誌「ほうじん」は、年4回会員を中心に配付した。

ホームページの閲覧回数を増やすためメール会員を募り（現在198社）、その社にはインターネットセミナーの講演内容等有益な情報提供を年間に5回送信するなど、より公益性及びメリットを高める工夫を行った。

2. 収益事業関係

(1) 組織増強事業（その他の収益事業）

当法人会の課題の一つである組織の増強に対する取組みは、組織委員会を中心に各種施策を企画立案して取り組んだ。会員の入会については「前年度より5件多く」をコンセプトに、岡山県法連が設定した入会目標件数70件を、基本的には役員等に一人1社の勧奨を図ることを事業の核として決定し、具体的な取組みを次のとおり行った。

当法人会の会員の加入勧奨は組織の増強が主たる目的であることから、主たる施策を「役員一人1社の紹介」であることを確認し、そのため支部合同役員会は、従来のように3分割して実施するのではなく、一か所で実施することとし、しかもそこでは各理事等から紹介対象社を5社抽出して委員会に提出する等、紹介運動の徹底を図るよう計画していたが、コロナ禍で多くの人に会うことすらままならない状況であることから、従来のとおり3会場に分割して合同役員会を実施した。法人会の事業は地域の社会経済の健全な発展が主たる目的の一つであるが、その達成のためには当会の運営に、より多くの賛同者が必要となる。法人会の役員はそのことに対する理解が深いことから事業の活性化のためには会員の紹介が重要であることから合同役員会において説明し理解を求めたものの、その成果は良好なものではなかった。

また、賛助会員は新たに会費規程を改訂し、令和3年度から会費を一律年2,000円にすることを決定したため、各賛助会員には会費徴収の広報のための案内を送付した。併せて当該案内には参考のために会費徴収に対する賛同の意見を依頼したところ17%の回答があった。

(2) 会員支援事業（その他の収益事業）

法人会は、異業種間交流の機会を得ることができるメリットがあることから、一般会員が参加できる新入会員の集い、総会後の懇親会、親睦ゴルフ大会並びに理事の参加を中心にした親睦会などを計画したが、コロナの感染拡大防止のため、事業の自粛を自主的に決めて中止にした。

女性部会及び青年部会においても、部会員同士の親睦を深めるために、女性部会では新年親睦会、親睦研修旅行、青年部会では、総会後の懇親会、三法人会合同研修会はコロナの感染拡大を回避するための対策を行っての開催計画を立てていたが、親睦研修旅行以外は大勢での会食を伴うため感染リスクが高いため中止した。青年部会総会後の懇親会、各委員会終了後に行った福利厚生連絡協議会、また上部団体が企画している各種イベントも同様な理由で中止した。

(3) 福利厚生事業（その他の収益事業）

福利厚生事業は、法人会の財政基盤の安定化に欠かせないものであることから、全法連を中心として福利厚生事業の活性化に取り組んだ結果、全法連からの助成金が6年前に比べて年間369万円増加するなど大きな成果となって表れてきた。

6年前に実施した「3年で10億円増収計画」に始まり3年前の「ふやそう2万社GOGOキャンペーン」〈昨年度から実施している「想いをつないで50年《守りたい会員企業》」等のキャンペーン事業はコロナ禍で低迷〉により大きな成果が得られ、財政の安定化に大きく貢献することとなった。

当会では、福利厚生委員会の役員による役員企業の紹介運動などで協力してきたが、今年度は新型コロナウイルスの感染症対策のため、リモートによる連絡協議会の開催1回にとどまった。

なお、全法連自体はコロナ禍により協力会社の営業活動の自粛もあり、手数料収入が減少したことから、令和3年度に単位会に配賦される助成金の金額は減少することとなった。

II. 法人の管理

公益法人制度改革から7年を経過し新制度の定着も見られ、総会、理事会など各事業も法人会のガバナンスとコンプライアンスに配慮し順調に推移することができた。

事務局の運営も、新たな事務処理規程、会計管理規程に基づいて適正な実施に配慮してきた。

III. 公益目的事業、収益事業及び女性部会、青年部会の活動について

各種事業の実施状況については、次項以降の事業報告の附属明細書をご確認ください。